

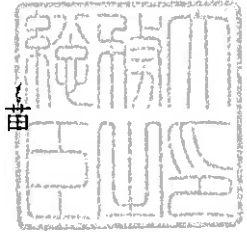


資料 1

総 政 企 第 2 号
平成 29 年 1 月 27 日

統計委員会委員長
西 村 清 彦 殿

総務大臣
山 本 早 苗



諮問第101号
労働力調査の変更について（諮問）

標記について、平成28年12月16日付け総統労第198号により総務大臣から別添「基幹統計調査の変更について（申請）」のとおり申請があったところ、その承認の適否を判断するに当たり、統計法（平成19年法律第53号）第11条第2項において準用する同法第9条第4項の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。

【資料 1 の別添】

総統労第198号

平成28年12月16日

総務大臣 殿

総務大臣



基幹統計調査の変更について（申請）

下記調査の変更について、統計法（平成19年法律第53号）第11条第1項に基づく承認を受けたいので、別紙申請事項記載書に関係書類を添えて、申請します。

記

労働力調査

主管部課	総務省統計局統計調査部国勢統計課 労働力人口統計室 就業動向指標第二係
事務担当者	原 伸一 電話：03（5273）1161 e-mail：s.hara@soumu.go.jp



申請事項記載書

- 1 調査の名称
労働力調査

- 2 変更の内容

変更案	変更前	変更理由
<p>5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間</p> <p>(1) 報告を求める事項</p> <p>① 労働力調査基礎調査票（別添2）</p> <p>ア 全ての世帯員に関する事項（15歳未満の世帯員については、1か月目に行う調査においてのみ対象とする。）</p> <p>（ア）男女の別</p> <p>（イ）出生の年月</p> <p>（ウ）世帯主との続き柄</p> <p>イ 15歳以上の世帯員に関する事項</p> <p>（ア）氏名</p> <p>（イ）配偶の関係</p> <p>（ウ）調査の期日を最終日とする7日間における就業状態</p> <p>（エ）所属の事業所の名称、経営組織及び事業の種類</p> <p>（オ）所属の企業全体の従業者数</p> <p>（カ）仕事の種類</p> <p>（キ）<u>勤めか自営かの別及び勤め先における</u></p>	<p>5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間</p> <p>(1) 報告を求める事項</p> <p>① 労働力調査基礎調査票（別添2）</p> <p>ア 全ての世帯員に関する事項（15歳未満の世帯員については、1か月目に行う調査においてのみ対象とする。）</p> <p>（ア）男女の別</p> <p>（イ）出生の年月</p> <p>（ウ）世帯主との続き柄</p> <p>イ 15歳以上の世帯員に関する事項</p> <p>（ア）氏名</p> <p>（イ）配偶の関係</p> <p>（ウ）調査の期日を最終日とする7日間における就業状態</p> <p>（エ）所属の事業所の名称、経営組織及び事業の種類</p> <p>（オ）所属の企業全体の従業者数</p> <p>（カ）仕事の種類</p> <p>（キ）<u>従業上の地位</u></p>	<p>○諮問第39号の答申におけ</p>

呼称

(ク) 雇用契約期間の定めの有無及び1回当たりの雇用契約期間

(ケ) 1週間の就業時間及び就業日数

(コ) 1か月間の就業日数

(サ) 最近の求職活動の時期

(シ) 就業の可能性

(ス) 探している仕事の位置付け（主にする仕事か又はかたわらにする仕事か）

(セ) 求職の理由

ウ 世帯に関する事項

(ア) 15歳以上の世帯員の数及び男女、年齢階級別 15歳未満の世帯員の数

(イ) 世帯員の異動状況（2か月目の世帯についてのみ調査を行う。）

② 労働力調査特定調査票（2年目の2か月目の世帯についてのみ調査を行う。）（別添3）

ア 15歳以上の世帯員に関する事項

(ア) 氏名

(イ) 在学、卒業等教育の状況

(ウ) 仕事からの年間収入

イ 就業者に関する事項

(ア) 短時間就業及び休業の理由

(イ) 就業時間増減希望の有無

(ウ) 現職に就いた時期

(エ) 今の雇用形態を選んだ理由

(オ) 転職などの希望の有無

(カ) 就業時間の増加及び仕事の追加の可否

(ク) 雇用形態

(ケ) 1週間の就業時間及び就業日数

(コ) 1か月間の就業日数

(新設)

(新設)

(サ) 探している仕事の位置付け（主にする仕事か又はかたわらにする仕事か）

(シ) 求職の理由

ウ 世帯に関する事項

(ア) 15歳以上の世帯員の数及び男女、年齢階級別 15歳未満の世帯員の数

(イ) 世帯員の異動状況（2か月目の世帯についてのみ調査を行う。）

② 労働力調査特定調査票（2年目の2か月目の世帯についてのみ調査を行う。）（別添3）

ア 15歳以上の世帯員に関する事項

(ア) 氏名

(イ) 在学、卒業等教育の状況

(ウ) 仕事からの年間収入

イ 就業者に関する事項

(ア) 短時間就業及び休業の理由

(イ) 就業時間増減希望の有無

(ウ) 現職に就いた時期

(エ) 今の雇用形態を選んだ理由

(オ) 転職などの希望の有無

(新設)

る検討課題に対応するため、従業上の地位に関連し、雇用契約期間の定めの有無及びその期間を把握する調査項目に変更する。

○ILO 決議における新たな定義の失業者に関する事項

- ・ 1か月以内に求職活動をした者を把握する調査項目を新設する。
- ・ 直ちに就業可能な者を把握する調査項目を新設する。

○ILO 決議における追加就労希望者に関する事項

(キ) 前職の有無ウ 失業者に関する事項

(ア) 求職活動の方法

(イ) 求職活動の期間

(削除)

(ウ) 探している仕事の形態(エ) 就職できない理由(オ) 前職の有無

エ 非労働力人口に関する事項

(ア) 就業希望の有無

(イ) 非求職の理由

(ウ) 希望する又は内定している仕事の形態

(削除)

(エ) 就業の可能性(オ) 前職の有無

オ 前職のある者に関する事項

(ア) 前職の従業上の地位及び雇用形態

(イ) 前職の事業の種類

(ウ) 前職の仕事の種類

(エ) 前職の企業全体の従業者数

(オ) 前職をやめた時期

(カ) 前職をやめた理由

(カ) 前職の有無ウ 完全失業者に関する事項

(ア) 求職活動の方法

(イ) 求職活動の期間

(ウ) 最近の求職活動の時期(エ) 探している仕事の形態(オ) 就職できない理由(カ) 前職の有無

エ 非労働力人口に関する事項

(ア) 就業希望の有無

(イ) 非求職の理由

(ウ) 希望する又は内定している仕事の形態

(エ) 最近の求職活動の時期(オ) 就業の可能性(カ) 前職の有無

オ 前職のある者に関する事項

(ア) 前職の従業上の地位及び雇用形態

(イ) 前職の事業の種類

(ウ) 前職の仕事の種類

(エ) 前職の企業全体の従業者数

(オ) 前職をやめた時期

(カ) 前職をやめた理由

- ・追加就労希望者の定義のうち、追加的な仕事に就業可能な者を把握する調査項目を新設する。

○ILO 決議における新たな定義の失業者の呼称を「失業者」とする。

○ILO 決議における新たな定義の失業者に関する事項

- ・基礎調査票の調査項目と重複するため、記入者負担軽減の観点から削除する。

○ILO 決議における新たな定義の失業者に関する事項

- ・1か月以内に求職活動をした者を把握する調査項目を基礎調査票に移動することに伴い、特定調査票から削除する。

8 集計事項

次に掲げる事項について集計する。

- ① 15歳以上人口について、就業・不就業状態に関する事項
- ② 15歳以上人口について、教育及び収入に関する事項
- ③ 15歳以上人口について、前職に関する事項
- ④ 就業者について、現職に就いた時期、産業、従業上の地位・雇用形態、雇用契約期間、従業者階級、職業及び経営組織に関する事項
- ⑤ 就業者について、週間就業時間、週間就業日数及び月間就業日数に関する事項
- ⑥ 就業者について、転職、就業時間増減希望 及び 就業時間増加の可否に関する事項
- ⑦ 失業者について、就職できない理由、探している仕事及び求職理由に関する事項
- ⑧ 失業者 及び非労働力人口について、求職活動の状況に関する事項
- ⑨ 非労働力人口について、新規就業希望に関する事項及び就業の可能性に関する事項
- ⑩ その他就業又は不就業の状態及びこれに附帯する事項

9 調査結果の公表の方法及び期日

調査の結果は、集計完了の都度、インターネットへの掲載及び所定の刊行物又は閲覧に供する方法で公表する。

<u>公表の方法</u>	<u>公表の対象</u>	<u>公表の期日</u>	備考

8 集計事項

次に掲げる事項について集計する。

- ① 15歳以上人口について、就業・不就業状態に関する事項
- ② 15歳以上人口について、教育及び収入に関する事項
- ③ 15歳以上人口について、前職に関する事項
- ④ 就業者について、現職に就いた時期、産業、従業上の地位・雇用形態、従業者階級、職業及び経営組織に関する事項
- ⑤ 就業者について、週間就業時間、週間就業日数及び月間就業日数に関する事項
- ⑥ 就業者について、転職 及び 就業時間増減希望に関する事項
- ⑦ 完全失業者について、就職できない理由、探している仕事及び求職理由に関する事項
- ⑧ 完全失業者 及び非労働力人口について、求職活動の状況に関する事項
- ⑨ 非労働力人口について、新規就業希望に関する事項及び就業の可能性に関する事項
- ⑩ その他就業又は不就業の状態及びこれに附帯する事項

9 調査結果の公表の方法及び期日

調査の結果は、集計完了の都度、インターネットへの掲載及び所定の刊行物又は閲覧に供する方法で公表する。(詳細は別添4のとおり)

- 従業上の地位に関連し、雇用契約期間の定めの有無及びその期間を把握する調査項目に変更し、集計する。
- 追加就労希望者の定義のうち、追加的な仕事に就業可能な者を把握する調査項目を新設し、集計する。
- ILO 決議における新たな定義の失業者の呼称を「失業者」とし、集計する。
※従来定義の「完全失業者」も、引き続き集計する。

- これまで別添4において集計事項と併記していたが、結果の公表方法と公表期日をより明確にするため、これらを調査計画に記載し、別添4は集計事項のみの記載とする。

<u>刊行物</u> <u>(労働</u> <u>力調査</u> <u>(速</u> <u>報))</u>	<u>基本集計</u> <u>(全国)に</u> <u>ついて月</u> <u>別、四半期</u> <u>平均、年平</u> <u>均及び年度</u> <u>平均</u>	<u>月別は原則と</u> <u>して調査月の</u> <u>翌月</u> <u>四半期平均は</u> <u>各四半期の最</u> <u>終月分の速報</u> <u>公表日</u> <u>年平均は12月</u> <u>分の速報公表</u> <u>日</u> <u>年度平均は3</u> <u>月分の速報公</u> <u>表日</u>	
	<u>基本集計</u> <u>(地域別)</u> <u>について四</u> <u>半期平均及</u> <u>び年平均</u>	<u>四半期平均は</u> <u>原則として四</u> <u>半期の最終調</u> <u>査月の翌月</u> <u>年平均は10～</u> <u>12月平均の速</u> <u>報公表日</u>	
	<u>詳細集計</u> <u>(全国)に</u> <u>ついて四半</u> <u>期平均及び</u> <u>年平均</u>	<u>四半期平均は</u> <u>四半期の最終</u> <u>調査月の翌々</u> <u>月</u> <u>年平均は10～</u> <u>12月平均の速</u> <u>報公表日</u>	
<u>刊行物</u> <u>(労働</u>	<u>基本集計</u> <u>(全国)に</u>	<u>調査年の翌年</u> <u>の5月の予定</u>	

力調査 年報)	ついて月 別、四半期 平均及び年 平均		
インタ ーネッ トへの 掲載及 び閲覧 (電磁 的記録 又は電 磁的記 録を出 力用紙 に表示 したも の)	基本集計 (全国)に ついて月 別、四半期 平均、年平 均及び年度 平均	月別は各月分 の速報公表日 四半期平均は 各四半期分の 速報公表日 年平均は各年 分の速報公表 日 年度平均は各 年度分の速報 公表日	インター ネットへ の掲載は e-Stat、 閲覧は総 務省統計 図書館に おいて行 う。
	基本集計 (地域別) について四 半期平均及	四半期平均は 各四半期分の 速報公表日 年平均は各年	

	び年平均	分の速報公表 日	
	詳細集計 (全国)に ついて四半 期平均及び 年平均	四半期平均は 各四半期分の 速報公表日 年平均は各年 分の速報公表 日	

労働力調査に関する調査計画（変更後）

- 1 調査の名称
労働力調査
- 2 調査の目的
本調査は、国民の就業及び不就業の状態を明らかにするための基礎資料を得ることを目的とする。
- 3 調査対象の範囲
 - (1) 地域的範囲
全国
 - (2) 属性的範囲
世帯
- 4 報告を求める者
 - (1) 数
 - ① 労働力調査基礎調査票
約40,000世帯及びその世帯員約110,000人（母集団の大きさ 約5000万世帯、約1億3000万人）
 - ② 労働力調査特定調査票
約10,000世帯及びその世帯員のうち15歳以上の者約25,000人（母集団の大きさ 約5000万世帯、約1億1000万人）
 - (2) 選定の方法（全数 無作為抽出 有意抽出）
 - ① 労働力調査基礎調査票
労働力調査基礎調査票の報告を求める世帯（以下「報告世帯」という。）は、層化2段抽出法により選定する。具体的には、国勢調査調査区の中から地域別・調査区の特性別に約2,900調査区（以下「標本調査区」という。）を抽出し、標本調査区内にある世帯の中から1標本調査区当たり約15世帯、計約40,000世帯を報告世帯として選定する。
なお、標本調査区は2年間固定し、選定した標本調査区では、各年とも、同一の連続する4か月のみ調査を行う。その際には、前半の2か月と後半の2か月で別の報告世帯に報告を求める。（すなわち、報告世帯は、2年間にわたり、同じ2か月についてのみ報告を行うことになる。）
また、標本調査区の変更に伴うデータの不連続が大きくなるようにするため、標本調査区は、毎月約8分の1ずつ変更する。（詳細は別添1のとおり）
 - ② 労働力調査特定調査票
報告世帯（約40,000世帯）のうち、2年目の2か月目に該当する報告世帯（約10,000

世帯) を、労働力調査特定調査票の報告を求める世帯として選定する。

(3) 報告義務者

- ① 後記5(1)①中のアに掲げる事項については調査世帯の世帯員が、後記5(1)①中のイ及び後記5(1)②に掲げる事項については調査世帯の15歳以上の世帯員が、後記5(1)①中のウに掲げる事項については調査世帯の世帯主がそれぞれ報告しなければならない。
- ② 前記①の規定による報告は、調査票に記入し、調査員の質問に答え、調査票を提出することにより行うものとする。

5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項

- ① 労働力調査基礎調査票(別添2)
 - ア 全ての世帯員に関する事項(15歳未満の世帯員については、1か月目に行う調査においてのみ対象とする。)
 - (ア) 男女の別
 - (イ) 出生の年月
 - (ウ) 世帯主との続き柄
 - イ 15歳以上の世帯員に関する事項
 - (ア) 氏名
 - (イ) 配偶の関係
 - (ウ) 調査の期日を最終日とする7日間における就業状態
 - (エ) 所属の事業所の名称、経営組織及び事業の種類
 - (オ) 所属の企業全体の従業者数
 - (カ) 仕事の種類
 - (キ) 勤めか自営かの別及び勤め先における呼称
 - (ク) 雇用契約期間の定めの有無及び1回当たりの雇用契約期間
 - (ケ) 1週間の就業時間及び就業日数
 - (コ) 1か月間の就業日数
 - (サ) 最近の求職活動の時期
 - (シ) 就業の可能性
 - (ス) 探している仕事の位置付け(主にする仕事か又はかたわらにする仕事か)
 - (セ) 求職の理由
 - ウ 世帯に関する事項
 - (ア) 15歳以上の世帯員の数及び男女、年齢階級別15歳未満の世帯員の数
 - (イ) 世帯員の異動状況(2か月目の世帯についてのみ調査を行う。)
- ② 労働力調査特定調査票(2年目の2か月目の世帯についてのみ調査を行う。)(別添3)
 - ア 15歳以上の世帯員に関する事項
 - (ア) 氏名
 - (イ) 在学、卒業等教育の状況
 - (ウ) 仕事からの年間収入

- イ 就業者に関する事項
 - (ア) 短時間就業及び休業の理由
 - (イ) 就業時間増減希望の有無
 - (ウ) 現職に就いた時期
 - (エ) 今の雇用形態を選んだ理由
 - (オ) 転職などの希望の有無
 - (カ) 就業時間の増加及び仕事の追加の可否
 - (キ) 前職の有無
- ウ 失業者に関する事項
 - (ア) 求職活動の方法
 - (イ) 求職活動の期間
 - (ウ) 探している仕事の形態
 - (エ) 就職できない理由
 - (オ) 前職の有無
- エ 非労働力人口に関する事項
 - (ア) 就業の希望の有無
 - (イ) 非求職の理由
 - (ウ) 希望する又は内定している仕事の形態
 - (エ) 就業の可能性
 - (オ) 前職の有無
- オ 前職のある者に関する事項
 - (ア) 前職の従業上の地位及び雇用形態
 - (イ) 前職の事業の種類
 - (ウ) 前職の仕事の種類
 - (エ) 前職の企業全体の従業者数
 - (オ) 前職をやめた時期
 - (カ) 前職をやめた理由

(2) 基準となる期日又は期間

調査は、毎月末日（ただし、12月は26日）現在によって行う。

就業状態については、毎月の末日に終わる1週間（ただし、12月は20日から26日までの1週間）の状態を調査する。

6 報告を求めるために用いる方法

(1) 調査組織

総務省－都道府県－指導員－調査員－調査世帯

(2) 調査方法（調査員調査 郵送調査 オンライン調査 その他（ ））

① 統計調査員

ア 都道府県知事は、統計調査員として指導員及び調査員を置く。

指導員及び調査員は、都道府県知事の指揮監督を受けて、担当調査区内にある調査世帯に係る調査票の配布及び取集、関係書類の作成並びにこれらに附帯する事務を行う。

イ 前記アの規定にかかわらず、指導員は、都道府県知事の指揮監督を受けて、調査員に対する指導、調査票その他関係書類の検査、実地検査票^(注)の作成及びこれらに附帯する事務を行うものとする。

(注) 実地検査とは、指導員が調査員の行った事務を実地に検査し、その結果を基に実地検査票を作成し、都道府県知事を経由して総務大臣に報告するものであり、統計法（平成19年法律第53号）第15条に規定する立入検査等とは異なる。

ウ 前記ア及びイの規定にかかわらず、特別の事情により調査員が前記アの事務の一部を行うことができないときは、都道府県知事の定めるところにより、指導員が当該事務を行うものとする。

② 調査の方法

調査票の配布・取集とも調査員（前記①ウの規定により調査員の事務の一部を行う指導員を含む。以下同じ。）が行う自計調査として行う。

ただし、前記5（1）①中のウに掲げる事項については、調査員が世帯主の報告に基づき、調査票に記入する。

7 報告を求める期間

(1) 調査の周期
月

(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

調査対象月の翌月3日（ただし、12月分に係る調査は12月29日）までに調査票の取集を行う。

8 集計事項

次に掲げる事項について集計する。（詳細は別添4のとおり）

- ① 15歳以上人口について、就業・不就業状態に関する事項
- ② 15歳以上人口について、教育及び収入に関する事項
- ③ 15歳以上人口について、前職に関する事項
- ④ 就業者について、現職に就いた時期、産業、従業上の地位・雇用形態、雇用契約期間、従業者階級、職業及び経営組織に関する事項
- ⑤ 就業者について、週間就業時間、週間就業日数及び月間就業日数に関する事項
- ⑥ 就業者について、転職、就業時間増減希望及び就業時間増加の可否に関する事項
- ⑦ 失業者について、就職できない理由、探している仕事及び求職理由に関する事項
- ⑧ 失業者及び非労働力人口について、求職活動の状況に関する事項
- ⑨ 非労働力人口について、新規就業希望に関する事項及び就業の可能性に関する事項
- ⑩ その他就業又は不就業の状態及びこれに附帯する事項

9 調査結果の公表の方法及び期日

調査の結果は、集計完了の都度、インターネットへの掲載及び所定の刊行物又は閲覧に供する方法で公表する。

公表の方法	公表の対象	公表の期日	備考
刊行物 (労働力調査(速報))	基本集計(全国)について月別、四半期平均、年平均及び年度平均	月別は原則として調査月の翌月 四半期平均は各四半期の最終月分の速報公表日 年平均は12月分の速報公表日 年度平均は3月分の速報公表日	
	基本集計(地域別)について四半期平均及び年平均	四半期平均は原則として四半期の最終調査月の翌月 年平均は10~12月平均の速報公表日	
	詳細集計(全国)について四半期平均及び年平均	四半期平均は四半期の最終調査月の翌々月 年平均は10~12月平均の速報公表日	
刊行物 (労働力調査年報)	基本集計(全国)について月別、四半期平均及び年平均	調査年の翌年の5月の予定	
	基本集計(地域別)について四半期平均及び年平均		
	詳細集計(全国)について四半期平均及び年平均		
インターネットへの掲載及び閲覧 (電磁的記録又は電磁的記録を出力用紙に表示したもの)	基本集計(全国)について月別、四半期平均、年平均及び年度平均	月別は各月分の速報公表日 四半期平均は各四半期分の速報公表日 年平均は各年分の速報公表日 年度平均は各年度分の速報公表日	インターネットへの掲載はe-Stat、閲覧は総務省統計図書館において行う。
	基本集計(地域別)について四半期平均及び年平均	四半期平均は各四半期分の速報公表日 年平均は各年分の速報公表日	
	詳細集計(全国)について四半期平均及び年平均	四半期平均は各四半期分の速報公表日 年平均は各年分の速報公表日	

10 使用する統計基準

産業分類及び職業分類は、それぞれ日本標準産業分類及び日本標準職業分類に基づいたものとするが、大分類項目を除く分類項目の一部については、分類項目を細分し、又は分類項目のいずれかを集約して表章に利用する。

ただし、「労働力統計における統計基準適用上の特記事項」(別添5、別添6及び別添7)に掲げる分類項目についてはこの限りではない。

11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

関係書類名	保存期間	保存責任者
調査票	1年	総務省統計局長
調査票の内容（氏名を除く。）が転写されている電磁的記録	永年	総務省統計局長

- 12 立入検査等の対象とすることができる事項
該当なし。

標本抽出方法

1 標本抽出の方法

この調査は、層化2段抽出法による標本調査であり、調査区 * を第1次抽出単位とし、住戸 ** を第2次抽出単位としている。

* 国勢調査調査区

** 住宅やその他の建物の各戸で、一つの世帯が居住できるようになっている建物又は建物の一区画

(1) 調査区の抽出 (第1次抽出)

第1次抽出における調査区の抽出は、各地域 * ごとに全ての調査区を国勢調査の結果等に基づく特性により層に分けて、各地域の各層ごとに、所定の抽出率と所定の抽出起番号を用いて系統抽出法により行う。この系統抽出は、各調査区のウェイト (15 世帯がほぼ1 ウェイトとなるように各調査区に付されている値) に基づく確率比例抽出によって行われる。毎月の標本調査区数は約 2,900 となっている。

ただし、刑務所・拘置所等のある区域 ** (国勢調査調査区の後置番号が5の調査区)、自衛隊区域 * (同6の調査区)、駐留軍区域 (同7の調査区) 及び水面調査区 (同9の調査区) については、抽出を行っていない。

* 北海道、東北 (青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県)、南関東 (埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県)、北関東・甲信 (茨城県、栃木県、群馬県、山梨県及び長野県)、北陸 (新潟県、富山県、石川県及び福井県)、東海 (岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県)、近畿 (滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県)、中国 (鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県)、四国 (徳島県、香川県、愛媛県及び高知県) 及び九州・沖縄 (福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県) の 10 地域。ただし、層化及び抽出は沖縄県を独立の1地域とした11地域別に行う。

** 刑務所・拘置所等のある区域及び自衛隊区域については、それぞれ法務省、防衛省からそれら施設内の居住者数の資料を得て集計に加えている。具体的には、刑務所・拘置所等の矯正施設収容者を非労働力人口に、自衛官の営舎内居住者を就業者それぞれ加えている。

ただし、詳細集計では、特定調査票の調査項目を両省資料から集計するのは困難であることから、これらについて集計対象とはしていない。

(2) 住戸の抽出 (第2次抽出)

第2次抽出における住戸の抽出は、第1次抽出で抽出された調査区 (以下「標本調査区」という。) にある全ての住戸のうちから、1 調査区当たりほぼ 15 となるように所定の抽出率 (ウェイトの逆数に等しい。) 及び抽出起番号を用いて系統 (等間隔) 抽出により行う。抽出された住戸に居住する全ての世帯 (合計約 4 万世帯) が調査対象となる。

ア 月次結果や年平均結果の精度と、月々及び年間の変化を見る場合の精度とを考慮し、一つの標本調査区は4か月間調査を行い、前半 (2か月間) と後半 (2か月間) とで調査区内の調査世帯 (第2次抽出で抽出された住戸に居住する世帯) を替えている。

イ 前年の結果との比較の精度を高めるため、標本調査区として選定された調査区は、翌年の同月に再び調査を行う *。

すなわち、毎月の全標本調査区のうち、半数はその年に新たに調査を行う調査区 (したがって、翌年同月に再び調査を行う調査区。以下「1年目調査区」という。) となり、残り半数は前年同月に調査を行った調査区 (以下「2年目調査区」という。) となるようにしている。

* 各標本調査区について、翌年までに無くなった住戸に居住していた調査世帯は調査から除かれる。

一方、新設された住戸は名簿に追加され、その名簿から住戸が追加抽出されそこに居住する世帯が調査世帯に追加される。

ウ 以上の標本交替を行うため及び推定値の標本誤差の算出のため、標本調査区は、調査開始月 (A、B、C又はDで表す。) 及び1年目調査区か2年目調査区か (それぞれ1又は2で表す。) により区分され次のような8組の副標本で構成されている。なお、各副標本は、それぞれ同等な全国の無作為標本となるように設計されている。

8組の副標本

A 1 …… 1月、5月又は9月に調査開始の1年目調査区

A 2 …… 1月、5月又は9月に調査開始の2年目調査区

B 1 …… 2月、6月又は10月に調査開始の1年目調査区

B 2 …… 2月、6月又は10月に調査開始の2年目調査区

C 1 …… 3月、7月又は11月に調査開始の1年目調査区

C 2 …… 3月、7月又は11月に調査開始の2年目調査区

D 1……………4月、8月又は12月に調査開始の1年目調査区

D 2……………4月、8月又は12月に調査開始の2年目調査区

このように、副標本8組のうち、4組は1年目調査区で、残り4組は2年目調査区となる。

この結果、いずれの月においても、これらの副標本のうち、2組（すなわち標本調査区の数にすると1/4）について標本調査区の交替が行われ、他の2組について同一調査区の中で調査世帯の交替が行われる。したがって、標本調査区が交替する組と標本調査区の中の調査世帯が交替する組とを合わせると、毎月1/2の調査世帯が更新されることになる。

なお、特定調査票の調査世帯は2年目2か月目に当たる2組のもの（A 2及びC 2の組又はB 2及びD 2の組）である*。

* 詳細集計の調査規模は基本集計の約4分の1となっている。



労働力調査 基礎調査票(案)

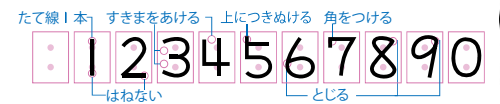
総務省統計局 平成 年 月分(か月目)



この調査は、統計法に基づき政府が実施する基幹統計調査です。秘密の保護には万全を期していますので、ありのままを記入してください。

- 記入には必ず黒の鉛筆又はシャープペンシルを使用し、間違えた場合は消しゴムできれいに消してください。
●答えを記入する欄が○の場合は、当てはまる○を●のように一つだけぬりつぶしてください。
●答えを数字で記入する欄は、右の例のように、枠からはみださないように、右つめて書いてください。

<数字の記入例>



Main survey form with 7 sections: 1. Name and sex, 2. Household type, 3. Birth date, 4. Marital status, 5. Work status (Dec 20-26), 6. Work days and hours, 7. Work days in the month.

この調査票は機械にかかけますので汚れたり丸めたり中だけに記入してください。最初に折られている以上に折ったりしないでください。

電話番号 (Telephone number) entry box with instructions.

15歳未満の人について記入してください (For people under 15 years old) with sections 51-54.

調査員記入欄 (Surveyor's entry section) including investigation area code, household code, and age group totals.

仕事の内容
二つ以上の仕事をした人は、一番長い時間した仕事について記入してください
月末1週間(ただし、12月は20〜26日)にした仕事又は休んでいた仕事について記入してください

⑧ 勤めか自営かの別及び勤め先における呼称
・今の仕事について 雇われている人は勤め先での呼称を記入してください
・労働者派遣事業所の派遣社員とは 労働者派遣法に基づく人をいいます
・上記以外の 派遣されている人(パートの派遣店員など)は 派遣元の事業所における呼称について記入してください

⑨ 雇用契約期間の定めの有無及び1回当たりの雇用契約期間
・1回当たりの雇用契約期間とは 現時点で結んでいる雇用契約に定められた雇用契約期間をいいます
・期間がわからないとは 雇用契約期間の定めがあることはわかっているが雇用契約期間そのものがわからない場合をいいます

⑩ 勤め先・業主などの経営組織・名称及び事業の内容
・その他には 官公庁・公社・私立学校・医療法人・社会福祉法人・非営利法人(NPO)・その他の法人・団体などが含まれます
・仕事をしている事務所・工場・店などの名称及び事業の内容をくわしく書いてください
・労働者派遣事業所の派遣社員は 派遣先について書いてください

⑪ 本人の仕事の内容
・本人の仕事の内容をくわしく書いてください

⑫ 勤め先・業主などの企業全体の従業者数
・本社・本店や出張所などを含めた企業全体の従業者総数(パートなども含む)を記入してください
・国営・公営の事業所に雇用されている人は官公庁などとしします

⑬ この1年間に仕事を探したり 開業の準備をしたことがありますか

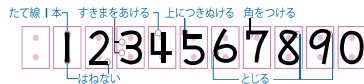
⑭ 今仕事があれば すぐつくことができますか

⑮ 探している仕事について
・かたわらにしていける仕事とは 通学や家事などのかたわらにする仕事をいいます

⑯ 仕事を探し始めた理由
・勤め先や事業の都合とは 人員整理・会社倒産・事業不振などをいいます

Form with 4 columns (1-4) and 10 rows. Each column has a header with employment status options (e.g., 雇われている人, 自営業主, 内職). Rows correspond to questions 8-19. Includes flowcharts for questions 8-10 and 12-14, and checkboxes for questions 11-19.

この調査票は 機械にかけますので 汚したり 丸めたり 最初に折られている以上に折つたり しないでください



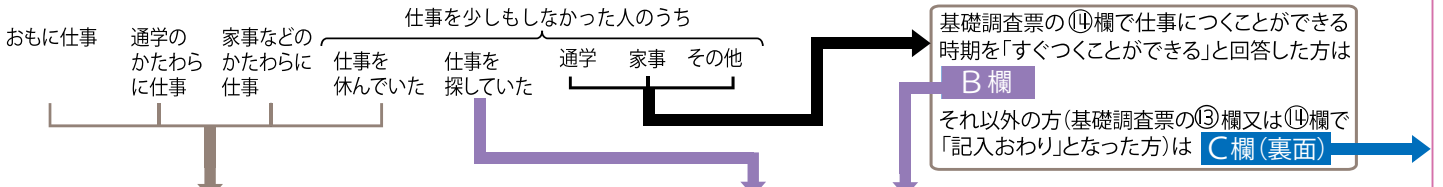
この調査は、統計法に基づき政府が実施する基幹統計調査です。秘密の保護には万全を期していますので、ありのままを記入してください。

平成 年 月 分 総務省統計局

- 記入には必ず黒の鉛筆又はシャープペンシルを使用し、間違えた場合は消しゴムできれいに消してください。
- 答えを記入する欄が○の場合は、当てはまる○を●のように一つだけぬりつぶしてください(A4, B1を除く)。
- 答えを数字で記入する欄は、右上の例のように、枠からはみださないように、右づめで書いてください。

氏名	調査員 記入欄	基礎調査票 ● 枚目の ● 人目	調査区分号	世帯符号
----	------------	---------------------	-------	------

基礎調査票の「⑤ 月末1週間（ただし12月は20～26日）に仕事をしたかどうかの別」欄の回答に基づき下図の矢印にしたがって **A欄**、**B欄** 又は裏面の **C欄** から 記入してください



A 欄		B 欄	
A1 この1週間に仕事を した時間が35時間 未満の人は その理由 を記入してください	週35時間未満 通勤先や事業の都合 自分や家族の都合 その他	B1 この1か月に仕事を 探したり開業の準備 をするためにどのよ うな方法をとりましたか	求職活動の結果を待っていた 結果を問い合わせた 求職の申込みや応募などの 事業を始める準備中 資金・資材の調達など 事業所の求人による 学校・知人などに 求人広告・求人情報誌などによる 労働者派遣事業所に登録 民間職業紹介所などに申込み 公共職業安定所に申込み
A2 仕事時間についての 希望は ありますか	今より増やしたい 今より減らしたい とくに希望はない	B2 仕事を探したり開業 の準備を始めてから の期間は どのくらい になりますか	1か月未満 1か月～3か月未満 3か月～6か月未満 6か月～1年未満 1年～2年未満 2年以上
A3 今の仕事には いつ ついたのですか	明治 大正 昭和 平成 西暦	B3 探したり開業の準備 をしている仕事は どのような仕事 ですか	雇われてする仕事 正規の職員・従業員 パート・アルバイト 労働者派遣事業所の派遣社員 その他 自分で経営する仕事 内職 その他
A4 どうして今の雇用 形態についている のですか	自分の都合のよい時間に働きたいから 家計の補助・学費等を得たいから 家事・育児・介護等 両立しやすいから 通勤時間が短いから 専門的な技能等を 正規の職員・従業員の仕事がないから その他	B4 仕事につけないのは どうしてですか ・おもな理由一つに 記入してください	賃金・給料が 勤務時間・休日などが 希望とあわない 求人年齢と自分の 年齢とがあわない 自分の技術や技能が 求人要件に満たない 希望する種類・内容の 仕事がない 条件にこだわらない 仕事がない その他
A5 転職などを希望して いますか	転職などを希望している 実際に仕事を探している 仕事を探していない 転職などを希望していない	B5 今までに仕事を していたことが ありますか	ある ない
A6 今の仕事の就業時間 を増やしたり新しく 仕事を追加すること ができますか	できる できない		
A7 今の仕事の前に何か 仕事をしていましたか	したことがある 今はやめている 今もしている したことがない		

D欄へ E欄へ D欄へ E欄へ

この調査票は 機械にかけますので 汚したり 折ったり 丸めたり しないでください

世帯では 表も裏も 太枠の中だけに記入してください

C 欄

C1 収入になる仕事につくことを希望していますか

希望している 希望していない

すでに仕事が決まっている
学校卒業後につく その他
4週間以内につく 5週目以降につく

(C3へ) (C5へ)

C2 仕事をしたいと思っながら現在仕事を探していないのはどうしてですか

適当な仕事がない 出産・育児のため 健康上の理由のため その他

近づくに仕事がない 今の景気や季節ではあつ仕事がない 仕事がありそうにない 勤務時間・賃金などが希望に 自分の知識・能力にあう 仕事がありそうにない

C3 希望している仕事又は決まっている仕事はどのような仕事ですか

雇われてする仕事 自分で経営する仕事 内職 その他

正規の職員・従業員 パート・アルバイト 労働者派遣 派遣社員 その他

基礎調査票の⑬欄で求職活動を「この1か月にはしなかったがこの1年間にした」「この1年間には全くしなかった」と回答した方のみ記入してください(それ以外の方はC5へ)

C4 今仕事があればすぐつくことができますか

すぐつくことができる すぐではないが2週間以内につくことができる すぐではないが2週間より後につくことができる つくことができない・わからない

C5 今までに仕事をしていたことがありますか

ある ない

D 欄へ E 欄へ

この調査票は機械にかけますので汚したり折ったり丸めたりしないでください

D 欄

06

D1 前にしていた仕事はいつやめたのですか

過去3年以内にやめた 3年より前にやめた

平成 西暦 年 月

(D6へ)

D2 前にしていた仕事は勤めていたのですか自分で事業を営んでいたのですか

雇われていた人 会社などの役員 自営業主 自家営業の手伝い 内職

正規の職員・従業員 パート・アルバイト 労働者派遣 契約社員・嘱託 その他

D3 前にしていた仕事の事業の内容

D4 前にしていた仕事の内容

D5 前にしていた仕事の勤め先・業主などの企業全体の従業員数

1人	2人	5人	10人	30人	100人	500人	1000人以上	官公庁など
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

D6 前にしていた仕事をどうしてやめたのですか

会社倒産・事業所閉鎖のため 人員整理・勸奨退職のため 事業不振や先行き不安のため 定年又は雇用契約の満了のため より良い条件の仕事を探すため 結婚・出産・育児のため 介護・看護のため 家事・通学・健康上の理由のため その他

E 欄へ

E 欄 この欄は全員が記入してください

E1 教育

在学中	卒業	在学したことがない
小学・中学・高校	小学・中学・高校・日中 短大・高専 大学・大学院	大学
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

E2 この1年間のすべての仕事からの収入(税込み)はどのくらいですか

収入なし	50万円未満	50万円	100万円	150万円	200万円	300万円	400万円	500万円	700万円	1000万円	1500万円以上
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

労働力調査における集計事項一覧

[基本集計(全国)について月別, 四半期平均, 年平均及び年度平均]

- ・就業状態, 農林業・非農林業, 従業上の地位, 週間就業時間・雇用形態・雇用契約期間・従業者規模・求職理由別 15 歳以上人口
- ・就業状態, 農林業・非農林業, 従業上の地位, 週間就業時間・雇用形態・雇用契約期間・従業者規模・世帯の種類・世帯の家族類型・求職理由, 年齢階級別 15 歳以上人口
- ・就業状態, 農林業・非農林業, 従業上の地位, 週間就業時間・雇用形態・雇用契約期間・従業者規模, 世帯の種類, 世帯主との続き柄・年齢階級別 15 歳以上人口
- ・就業状態, 農林業・非農林業, 従業上の地位, 週間就業時間・雇用形態・雇用契約期間・従業者規模, 配偶関係, 年齢階級別 15 歳以上人口
- ・就業状態, 農林業・非農林業, 従業上の地位, 週間就業時間・雇用形態・雇用契約期間・従業者規模, 世帯の種類別 15 歳以上人口
- ・前月及び今月の就業状態, 農林業・非農林業, 従業上の地位, 従業者規模, 雇用形態, 年齢階級別 15 歳以上人口
- ・前月及び今月の就業状態, 産業, 年齢階級別 15 歳以上人口
- ・産業, 従業上の地位, 従業者規模, 週間就業時間・雇用形態・雇用契約期間別就業者数
- ・年齢階級, 産業別就業者数・雇業者数
- ・産業, 従業上の地位, 雇用形態, 雇用契約期間, 年齢階級, 週間就業時間別就業者数
- ・世帯の種類, 世帯主との続き柄・年齢階級・従業上の地位・雇用形態・雇用契約期間・従業者規模・産業・職業, 就業時間・日数別就業者数
- ・産業, 職業別就業者数・就業時間・日数
- ・職業, 従業上の地位・雇用形態・雇用契約期間別就業者数
- ・産業, 経営組織別雇業者数
- ・世帯の種類, 世帯主との続き柄・配偶関係・年齢階級・従業者規模・産業・職業・週間就業時間, 従業上の地位, 雇用形態・雇用契約期間別役員を除く雇業者数
- ・世帯の種類, 世帯主との続き柄, 探している仕事の主従, 年齢階級別失業者数(※)
- ・探している仕事の主従, 求職理由, 年齢階級別失業者数(※)
- ・探している仕事の主従, 求職理由, 世帯の種類, 世帯主との続き柄, 年齢階級別失業者数(※)
- ・世帯主の年齢階級, 世帯の種類・世帯の家族類型別世帯数
- ・世帯主の産業・世帯主の職業・世帯人員・15 歳以上世帯人員・就業人員, 世帯の種類別世帯数
- ・夫の就業状態, 妻の就業状態, 農林業・非農林業, 従業上の地位, 週間就業時間, 月間就業時間, 世帯の家族類型別夫婦のいる世帯数
- ・夫の就業状態, 妻の年齢階級, 妻の就業状態, 農林業・非農林業, 従業上の地位, 週間就業時間, 月間就業時間, 世帯の家族類型別夫婦のいる世帯数
- ・世帯主の年齢階級, 世帯主の就業状態, 農林業・非農林業, 従業上の地位, 週間就業時間別単身世帯数・母子世帯数・高齢者世帯数
- ・世帯特性・世帯主及び配偶者の年齢階級別親族世帯数

[基本集計(全国)について年平均]

- ・年齢階級, 職業別就業者数
- ・就業状態, 農林業・非農林業, 年齢階級, 世帯の種類別人口
- ・世帯の種類, 世帯主との続き柄, 年齢階級, 従業上の地位, 雇用形態, 雇用契約期間, 従業者規模, 産業, 職業別年間平均就業日数・時間
- ・産業, 職業別年間就業時間

[基本集計(地域)について四半期平均及び年平均]

- ・年齢階級, 就業状態・配偶関係・従業上の地位・雇用形態・産業・求職理由別 15 歳以上人口
- ・年齢階級, 職業・週間就業時間・月間就業日数・月間就業時間・従業者規模別就業者数

※ 前年同月比較及び季節調整値による前月比較が可能となるまで、これまでの完全失業者についての結果を公表する。

[詳細集計(全国)について四半期平均及び年平均]

- ・就業状態・新規就業者・転職者・現職の雇用形態についている理由・求職理由・前職の離職理由・失業期間・探している仕事の形態・就業希望の有無・非求職理由, 年齢階級, 世帯の種類別 15 歳以上人口
- ・就業状態・年齢階級・農林業・非農林業・就業希望の有無, 配偶関係・世帯の種類・世帯主との続き柄・教育別 15 歳以上人口
- ・就業状態・従業上の地位・雇用形態・農林業・非農林業・求職理由・前職の離職理由・探している仕事の形態・就業希望の有無・非求職理由, 年齢階級・教育, 世帯主との続き柄別 15 歳以上人口
- ・前職の産業・前職の職業, 前職の離職時期, 前職の離職理由, 就業状態別 15 歳以上人口
- ・年齢階級・教育, 配偶関係, 就業状態・従業上の地位・雇用形態・雇用契約期間・探している仕事の形態・就業希望の有無・希望している仕事の形態別 15 歳以上人口
- ・産業・従業上の地位・雇用形態・雇用契約期間・職業, 年齢階級・配偶関係・世帯の種類・世帯主との続き柄・教育・従業者規模別就業者数
- ・世帯の種類・世帯主との続き柄・年齢階級・従業上の地位・雇用形態・雇用契約期間・産業・職業・週間就業時間, 就業状態・前職の有無・前職の離職時期・前職の離職理由別就業者数
- ・前職の従業上の地位・前職の雇用形態・前職の職業・前職の離職理由・年齢階級, 離職期間別就業者数
- ・年齢階級・前職の有無, 従業上の地位・雇用形態・雇用契約期間・産業別就業者数
- ・週間就業時間, 転職等希望の有無・仕事からの収入・年齢階級・世帯の種類・世帯主との続き柄・教育・従業上の地位・雇用形態・雇用契約期間・従業者規模・就業時間増減希望の有無・就業時間増加の可否別就業者数
- ・仕事からの収入・年齢階級・配偶関係・世帯の種類・世帯主との続き柄, 週間就業時間・短時間就業の理由・就業時間増減希望の有無別就業者数
- ・世帯の種類・世帯主との続き柄・年齢階級・現職の従業上の地位・現職の雇用形態・現職の雇用契約期間・現職の従業者規模, 前職の離職時期・前職の従業上の地位・前職の雇用形態・前職の従業者規模・離職期間別就業者数
- ・世帯の種類・世帯主との続き柄・年齢階級・現職の産業・現職の職業, 前職の離職時期・前職の産業・前職の職業・離職期間別就業者数
- ・仕事からの収入・産業・職業, 従業上の地位・雇用形態・雇用契約期間・週間就業時間・月間就業時間別役員を除く雇用者数
- ・週間就業時間・世帯の種類・世帯主との続き柄・年齢階級, 産業・職業・従業上の地位・雇用形態・雇用契約期間・従業者規模別就業者数
- ・年齢階級・配偶関係・世帯の種類・世帯主との続き柄・従業上の地位・産業・職業, 転職等希望の有無別短時間就業者数
- ・仕事からの収入, 年齢階級・世帯の種類・世帯主との続き柄・従業上の地位・雇用形態・雇用契約期間・教育別就業者数
- ・世帯の種類・世帯主との続き柄・配偶関係・年齢階級・教育・仕事からの収入・週間就業時間・短時間就業の理由・就業時間増減希望の有無・転職等希望の有無・従業上の地位・従業者規模・産業・職業, 雇用形態・雇用契約期間, 現職の雇用形態についている理由・前職の有無別非正規の職員・従業員数
- ・前職の従業上の地位・前職の雇用形態・前職の従業者規模・前職の産業・前職の職業・前職の離職理由, 現職の雇用形態, 現職の雇用形態についている理由・前職の離職時期別非正規の職員・従業員数
- ・年齢階級・従業上の地位・雇用形態・雇用契約期間・産業・職業, 教育別転職等希望の就業者数
- ・農林業・非農林業, 従業上の地位, 雇用形態, 雇用契約期間, 従業者規模, 年齢階級, 週間就業時間別転職等希望者数
- ・年齢階級, 教育, 仕事からの収入(年間), 雇用形態, 雇用契約期間, 従業上の地位, 産業, 職業, 在職期間別就業者数
- ・求職方法, 求職理由・仕事につけない理由・年齢階級・世帯の種類・世帯主との続き柄・失業期間別失業者数
- ・年齢階級・世帯の種類・探している仕事の形態・求職理由・仕事につけない理由, 失業期間別失業者数
- ・年齢階級・世帯の種類・世帯主との続き柄・探している仕事の形態・求職理由・前職の離職時期・前職の離職理由・仕事につけない理由, 失業期間・探している仕事の主従別失業者数
- ・世帯の種類・世帯主との続き柄・教育・年齢階級・失業期間, 前職の産業, 前職の職業, 求職理由・前職の離職理由・仕事につけない理由別失業者数
- ・年齢階級・世帯の種類・教育・配偶関係・求職方法・失業期間, 探している仕事の形態別失業者数
- ・求職理由・前職の離職理由・仕事につけない理由・前職の有無・前職の産業・前職の職業, 探している仕事の形態別失業者数
- ・年齢階級・世帯の種類・世帯主との続き柄・配偶関係・主な求職方法・失業期間, 教育別失業者数
- ・年齢階級・配偶関係・世帯の種類・世帯主との続き柄, 前職の離職時期・前職の従業上の地位・前職の雇用形態・前職

の従業者規模・前職の産業・前職の職業別失業者数

- ・前職の従業上の地位・前職の雇用形態・前職の従業者規模・前職の離職理由・前職の産業・前職の職業, 失業期間・求職方法・年齢階級別離職した失業者数
- ・前職の離職時期・前職の従業上の地位・前職の雇用形態・前職の従業者規模・前職の産業・前職の職業, 前職の離職理由・年齢階級別離職した失業者数
- ・年齢階級・前職の従業上の地位・前職の雇用形態・前職の産業・前職の職業, 教育別失業者
- ・年齢階級・求職理由, 前職の離職理由・教育別前職のある失業者数
- ・前職の有無・就業希望の有無・就業可能時期, 年齢階級・世帯の種類・世帯主との続き柄・教育・希望している仕事の形態別非労働力人口
- ・年齢階級・世帯の種類・世帯主との続き柄・教育, 就業希望の有無・希望している仕事の形態別非労働力人口
- ・求職活動の有無及び時期・年齢階級・世帯の種類・世帯主との続き柄・教育, 前職の有無・非求職理由別就業希望の非労働力人口
- ・前職の有無・前職の離職時期・前職の離職理由・前職の従業上の地位・前職の雇用形態・前職の従業者規模・前職の産業・前職の職業, 年齢階級・求職活動の有無及び時期・就業可能時期別就業希望の非労働力人口
- ・希望している仕事の形態・非求職理由, 求職活動の有無及び時期・就業可能時期別就業希望の非労働力人口
- ・前職の離職時期・前職の従業上の地位・前職の雇用形態・前職の従業者規模・前職の産業・前職の職業, 前職の離職理由・年齢階級別前職のある非労働力人口
- ・年齢階級・希望している仕事の形態, 教育別非労働力人口
- ・妻の年齢階級, 妻の就業状態・夫の就業状態・農林業・非農林業・従業上の地位・週間就業時間・就業希望の有無・仕事からの収入(年間)・夫の求職理由, 世帯の家族類型・子供の数・末子の年齢階級別夫婦のいる世帯数
- ・世帯主の年齢階級, 就業状態・農林業・非農林業・従業上の地位・週間就業時間別母子世帯数及び高齢者世帯数
- ・就業状態・従業上の地位・雇用形態・新規就業者・転職者・求職理由・前職の離職理由・失業期間・探している仕事の形態・就業希望の有無・非求職理由, 年齢階級別単身者数

[詳細集計(全国)について年平均]

- ・年齢階級, 就業状態・従業上の地位・雇用形態・雇用契約期間・探している仕事の形態・就業希望の有無・希望している仕事の形態別 15 歳以上人口

労働力調査における統計基準適用上の特記事項

労働力調査の産業分類については、以下の分類項目を除き、日本標準産業分類（別添6）に基づくものとする。職業分類については、日本標準職業分類（別添7）に基づくものとする。

<産業分類>

○日本標準産業分類による表章を行わない分類項目

1. 日本標準産業分類には「非農林業」の項目はないが、労働力調査では「非農林業」を表章する。

[理由] 雇用・失業の情勢をみる際には、全産業や個々の産業の動きをみているが、「農業、林業」は、自営業主が多いことや景気に大きく影響を受けないことから、全体的な雇用情勢をよりの確に把握するための一つの指標として、「非農林業」の結果表章が必要である。

2. 「I 卸売業、小売業 61 無店舗小売業」については、当分の間結果表章せず、有店舗・無店舗にかかわらず販売品によりそれぞれの小売業に分類する。

[理由] 労働力調査において、「無店舗小売業」を表章するためには、無店舗小売業を正確に把握できるよう、基礎調査票の調査項目を増設するなどの措置が必要になるが、時系列把握が最重視される労働力調査において、説明困難な断層を発生させるおそれがある。そのため、就業者数などの重要指標への影響を検証した上でないと、本調査への適用は困難である。さらに、調査項目の増設は、記入者負担の増大を招くことにも留意することが必要である。

労働力調査に使用する産業分類表

第13回改定公示分類表(平成26年4月1日から適用)

日本標準産業分類	
農業、林業	
農業	
林業	
漁業	
漁業(水産養殖業を除く)	
水産養殖業	
鉱業、採石業、砂利採取業	
鉱業、採石業、砂利採取業	
建設業	
総合工事業	
職別工事業(設備工事業を除く)	
設備工事業	
製造業	
食料品製造業	
飲料・たばこ・飼料製造業	
繊維工業	
木材・木製品製造業(家具を除く)	
家具・装備品製造業	
パルプ・紙・紙加工品製造業	
印刷・同関連業	
化学工業	
石油製品・石炭製品製造業	
プラスチック製品製造業(別掲を除く)	
ゴム製品製造業	
なめし革・同製品・毛皮製造業	
窯業・土石製品製造業	
鉄鋼業	
非鉄金属製造業	
金属製品製造業	
はん用機械器具製造業	
生産用機械器具製造業	
業務用機械器具製造業	
電子部品・デバイス・電子回路製造業	
電気機械器具製造業	
情報通信機械器具製造業	
輸送用機械器具製造業	
その他の製造業	
電気・ガス・熱供給・水道業	
電気業	
ガス業	
熱供給業	
水道業	
情報通信業	
通信業	
放送業	
情報サービス業	
インターネット附属サービス業	
映像・音声・文字情報制作業	
運輸業、郵便業	
鉄道業	
道路旅客運送業	
道路貨物運送業	
水運業	
航空運輸業	
倉庫業	
運輸に附帯するサービス業	
郵便業(信書便事業を含む)	
卸売業、小売業	
各種商品卸売業	
繊維・衣服等卸売業	
飲食物品卸売業	
建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	
機械器具卸売業	
その他の卸売業	
各種商品小売業	
織物・衣服・身の回り品小売業	
飲食物品小売業	
機械器具小売業	
その他の小売業	
無店舗小売業	
金融業、保険業	
銀行業	
協同組織金融業	
貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関	
金融商品取引業、商品先物取引業	
補助的金融業等	
保険業(保険媒介代理業、保険サービス業を含む)	
不動産業、物品賃貸業	
不動産取引業	
不動産賃貸業・管理業	
物品賃貸業	
学術研究、専門・技術サービス業	
学術・開発研究機関	
専門サービス業(他に分類されないもの)	
広告業	
技術サービス業(他に分類されないもの)	
宿泊業、飲食サービス業	
宿泊業	
飲食店	
持ち帰り・配達飲食サービス業	
生活関連サービス業、娯楽業	
洗濯・理容・美容・浴場業	
その他の生活関連サービス業	
娯楽業	
教育、学習支援業	
学校教育	
その他の教育、学習支援業	
医療、福祉	
医療業	
保健衛生	
社会保険・社会福祉・介護事業	
複合サービス事業	
郵便局	
協同組合(他に分類されないもの)	
サービス業(他に分類されないもの)	
廃棄物処理業	
自動車整備業	
機械等修理業(別掲を除く)	
職業紹介・労働者派遣業	
その他の事業サービス業	
政治・経済・文化団体	
宗教	
その他のサービス業	
外国公務	
公務(他に分類されるものを除く)	
国家公務	
地方公務	
分類不能の産業	

※ 非農林業は大分類「農業」及び「林業」以外の大分類を集約している。

結果表章に使用する分類表

労働力調査	基本集計					詳細集計	
	1	2	3	4	5	1	2
農業、林業	○	○	○	○		○	○
農業	○	○	○	○		○	○
林業	○	○	○	○		○	○
非農林業	○	○	○	○	○	○	○
漁業	○	○	○	○		○	○
漁業(水産養殖業を除く)	○	○	○	○		○	○
水産養殖業	○	○	○	○		○	○
鉱業、採石業、砂利採取業	○	○	○	○		○	○
建設業	○	○	○	○		○	○
製造業	○	○	○	○		○	○
食料品製造業	○	○	○	○		○	○
飲料・たばこ・飼料製造業	○	○	○	○		○	○
繊維工業	○	○	○	○		○	○
木材・木製品製造業(家具を除く)	○	○	○	○		○	○
家具・装備品製造業	○	○	○	○		○	○
パルプ・紙・紙加工品製造業	○	○	○	○		○	○
印刷・同関連業	○	○	○	○		○	○
化学工業	○	○	○	○		○	○
石油製品・石炭製品製造業	○	○	○	○		○	○
プラスチック製品製造業(別掲を除く)	○	○	○	○		○	○
ゴム製品製造業	○	○	○	○		○	○
なめし革・同製品・毛皮製造業	○	○	○	○		○	○
窯業・土石製品製造業	○	○	○	○		○	○
鉄鋼業	○	○	○	○		○	○
非鉄金属製造業	○	○	○	○		○	○
金属製品製造業	○	○	○	○		○	○
はん用機械器具製造業	○	○	○	○		○	○
生産用機械器具製造業	○	○	○	○		○	○
業務用機械器具製造業	○	○	○	○		○	○
電子部品・デバイス・電子回路製造業	○	○	○	○		○	○
電気機械器具製造業	○	○	○	○		○	○
情報通信機械器具製造業	○	○	○	○		○	○
輸送用機械器具製造業	○	○	○	○		○	○
その他の製造業	○	○	○	○		○	○
電気・ガス・熱供給・水道業	○	○	○	○		○	○
情報通信業	○	○	○	○		○	○
通信業	○	○	○	○		○	○
放送業	○	○	○	○		○	○
情報サービス業	○	○	○	○		○	○
インターネット附属サービス業	○	○	○	○		○	○
映像・音声・文字情報制作業	○	○	○	○		○	○
運輸業、郵便業	○	○	○	○	○	○	○
鉄道業	○	○	○	○		○	○
道路旅客運送業	○	○	○	○		○	○
道路貨物運送業	○	○	○	○		○	○
水運業	○	○	○	○		○	○
航空運輸業	○	○	○	○		○	○
倉庫業	○	○	○	○		○	○
運輸に附帯するサービス業	○	○	○	○		○	○
郵便業(信書便事業を含む)	○	○	○	○		○	○
卸売業、小売業	○	○	○	○	○	○	○
各種商品卸売業	○	○	○	○		○	○
繊維・衣服等卸売業	○	○	○	○		○	○
飲食物品卸売業	○	○	○	○		○	○
建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	○	○	○	○		○	○
機械器具卸売業	○	○	○	○		○	○
その他の卸売業	○	○	○	○		○	○
各種商品小売業	○	○	○	○		○	○
織物・衣服・身の回り品小売業	○	○	○	○		○	○
飲食物品小売業	○	○	○	○		○	○
機械器具小売業	○	○	○	○		○	○
その他の小売業	○	○	○	○		○	○
金融業、保険業	○	○	○	○		○	○
不動産業、物品賃貸業	○	○	○	○		○	○
物品賃貸業	○	○	○	○		○	○
学術研究、専門・技術サービス業	○	○	○	○		○	○
学術・開発研究機関	○	○	○	○		○	○
専門サービス業(他に分類されないもの)	○	○	○	○		○	○
広告業	○	○	○	○		○	○
技術サービス業(他に分類されないもの)	○	○	○	○		○	○
宿泊業、飲食サービス業	○	○	○	○	○	○	○
宿泊業	○	○	○	○		○	○
飲食店	○	○	○	○		○	○
持ち帰り・配達飲食サービス業	○	○	○	○		○	○
生活関連サービス業、娯楽業	○	○	○	○		○	○
洗濯・理容・美容・浴場業	○	○	○	○		○	○
その他の生活関連サービス業	○	○	○	○		○	○
娯楽業	○	○	○	○		○	○
教育、学習支援業	○	○	○	○		○	○
学校教育	○	○	○	○		○	○
その他の教育、学習支援業	○	○	○	○		○	○
医療、福祉	○	○	○	○		○	○
医療業	○	○	○	○		○	○
保健衛生	○	○	○	○		○	○
社会保険・社会福祉・介護事業	○	○	○	○		○	○
複合サービス事業	○	○	○	○	○	○	○
郵便局	○	○	○	○		○	○
協同組合(他に分類されないもの)	○	○	○	○		○	○
サービス業(他に分類されないもの)	○	○	○	○		○	○
廃棄物処理業	○	○	○	○		○	○
自動車整備業	○	○	○	○		○	○
機械等修理業(別掲を除く)	○	○	○	○		○	○
職業紹介・労働者派遣業	○	○	○	○		○	○
その他の事業サービス業	○	○	○	○		○	○
政治・経済・文化団体	○	○	○	○		○	○
宗教	○	○	○	○		○	○
その他のサービス業	○	○	○	○		○	○
外国公務	○	○	○	○		○	○
公務(他に分類されるものを除く)	○	○	○	○		○	○
国家公務	○	○	○	○		○	○
地方公務	○	○	○	○		○	○
分類不能の産業	○	○	○	○		○	○

労働力調査に使用する職業分類表

第5回改定公示分類表(平成22年4月1日から適用)

日本標準職業分類 ※項目名左側の数字は中分類符号	
管理的職業従事者	
01 管理的公務員	
02 法人・団体役員	
03 法人・団体管理職員	
04 その他の管理的職業従事者	
専門的・技術的職業従事者	
05 研究者	
06 農林水産技術者	
07 製造技術者(開発)	
08 製造技術者(開発を除く)	
09 建築・土木・測量技術者	
10 情報処理・通信技術者	
11 その他の技術者	
12 医師, 歯科医師, 獣医師, 薬剤師	
13 保健師, 助産師, 看護師	
14 医療技術者	
15 その他の保健医療従事者	
16 社会福祉専門職業従事者	
17 法務従事者	
18 経営・金融・保険専門職業従事者	
19 教員	
20 宗教家	
21 著述家, 記者, 編集者	
22 美術家, デザイナー, 写真家, 映像撮影者	
23 音楽家, 舞台芸術家	
24 その他の専門的職業従事者	
事務従事者	
25 一般事務従事者	
26 会計事務従事者	
27 生産関連事務従事者	
28 営業・販売事務従事者	
29 外勤事務従事者	
30 運輸・郵便事務従事者	
31 事務用機器操作員	
販売従事者	
32 商品販売従事者	
33 販売類似職業従事者	
34 営業職業従事者	
サービス職業従事者	
35 家庭生活支援サービス職業従事者	
36 介護サービス職業従事者	
37 保健医療サービス職業従事者	
38 生活衛生サービス職業従事者	
39 飲食物調理従事者	
40 接客・給仕職業従事者	
41 居住施設・ビル等管理人	
42 その他のサービス職業従事者	
保安職業従事者	
43 自衛官	
44 司法警察職員	
45 その他の保安職業従事者	
農林漁業従事者	
46 農業従事者	
47 林業従事者	
48 漁業従事者	
生産工程従事者	
49 生産設備制御・監視従事者(金属製品)	
50 生産設備制御・監視従事者(金属製品を除く)	
51 機械組立設備制御・監視従事者	
52 製品製造・加工処理従事者(金属製品)	
53 製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)	
54 機械組立従事者	
55 機械整備・修理従事者	
56 製品検査従事者(金属製品)	
57 製品検査従事者(金属製品を除く)	
58 機械検査従事者	
59 生産関連・生産類似作業従事者	
輸送・機械運転従事者	
60 鉄道運転従事者	
61 自動車運転従事者	
62 船舶・航空機運転従事者	
63 その他の輸送従事者	
64 定置・建設機械運転従事者	
建設・採掘従事者	
65 建設躯体工事従事者	
66 建設従事者(建設躯体工事従事者を除く)	
67 電気工事従事者	
68 土木作業従事者	
69 採掘従事者	
運搬・清掃・包装等従事者	
70 運搬従事者	
71 清掃従事者	
72 包装従事者	
73 その他の運搬・清掃・包装等従事者	
分類不能の職業	
99 分類不能の職業	

結果表章に使用する分類表

(平成21年12月改定公示分類表を基本とするもの)

労働力調査 ※()内の数字は日本標準職業分類の中分類符号	基本 集計		詳細 集計
	1	2	
管理的職業従事者	○	○	○
専門的・技術的職業従事者	○	○	○
技術者(06~11)	○		
保健医療従事者(12~15)	○		
教員	○		
その他の専門的・技術的職業従事者 (05, 16~18, 20~24)	○		
事務従事者	○	○	○
一般事務従事者	○		
会計事務従事者	○		
その他の事務従事者(27~31)	○		
販売従事者	○	○	○
商品販売従事者	○		
販売類似職業従事者	○		
営業職業従事者	○		
サービス職業従事者	○	○	○
介護サービス職業従事者	○		
生活衛生サービス職業従事者	○		
飲食物調理従事者	○		
接客・給仕職業従事者	○		
その他のサービス職業従事者(35, 37, 41, 42)	○		
保安職業従事者	○	○	○
農林漁業従事者	○	○	○
生産工程従事者	○	○	○
製品製造・加工処理従事者(金属製品)(49, 52)	○		
製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)(50, 53)	○		
機械組立従事者(51, 54)	○		
機械整備・修理従事者	○		
製品検査従事者(56, 57)	○		
機械検査従事者	○		
生産関連・生産類似作業従事者	○		
輸送・機械運転従事者	○	○	○
建設・採掘従事者	○	○	○
運搬・清掃・包装等従事者	○	○	○
運搬従事者	○		
清掃従事者	○		
その他の運搬・清掃・包装等従事者(72, 73)	○		
分類不能の職業	○	○	○

労働力調査 調査票の変更点について（新旧対照表）

【基礎調査票】

	変更案	現 行	変更理由
1	<p>⑥ 月末1週間（ただし 12月は20～26日）に仕事をした日数と時間</p> <ul style="list-style-type: none"> 副業・内職・臨時の仕事などをした時間も、すべて含めてください ⑤欄で「仕事を休んでいた」と答えた人は「0」と書いてください 「基礎調査票の記入のしかた」のおぼえ書き欄を利用してください <p>⑦ 当月の1か月間に仕事をした日数</p> <p>当月の1か月間に <input type="text"/> 日 (第2面の④欄へ)</p>	<p>⑧ 月末1週間（ただし 12月は20～26日）に仕事をした日数と時間</p> <ul style="list-style-type: none"> 副業・内職・臨時の仕事などをした時間も、すべて含めてください ⑤欄で「仕事を休んでいた」と答えた人は「0」と書いてください 「基礎調査票の記入のしかた」のおぼえ書き欄を利用してください <p>⑨ 当月の1か月間に仕事をした日数</p> <p>当月の1か月間に <input type="text"/> 日</p>	<p>⑥及び⑦を、⑧及び⑨に移動することに伴い、現行の⑧及び⑨を、⑥及び⑦に移動する。</p>
2	<p>⑧ 勤めか自営かの別及び勤め先における呼称</p> <ul style="list-style-type: none"> 今の仕事について、雇われている人は勤め先での呼称を記入してください 労働者派遣事業所の派遣社員とは、労働者派遣法に基づく人を行います 上記以外の派遣されている人(パートの派遣店員などは) 派遣元の事業所における呼称について記入してください <p>⑨ 雇用契約期間の定めの有無及び1回当たりの雇用契約期間</p> <ul style="list-style-type: none"> 1回当たりの雇用契約期間とは、現時点で結んでいる雇用契約に定められた雇用契約期間をいいます 期間がわからないとは、雇用契約期間の定めがあることはわかっているが雇用契約期間そのものがわからない場合をいいます 	<p>⑩ 従業上の地位</p> <ul style="list-style-type: none"> 常雇の人（無期の契約）とは、雇用期間を定めない契約で雇われている人をいいます (定年までの場合は、無期の契約とします) 常雇の人（有期の契約）とは、雇用契約期間が1年超の人をいいます 臨時雇の人とは、雇用契約期間が1か月以上1年以下の人をいいます 日雇の人とは、雇用契約期間が1か月未満の人をいいます 自営業主とは、個人経営の商店主や業主などをいいます 内職とは、自宅での貸仕事をいいます <p>⑪ 勤め先における呼称</p> <ul style="list-style-type: none"> 今の仕事について、雇われている人は勤め先での呼称を記入してください 	<p>⑩及び⑪を、⑧及び⑨に移動することに伴い、現行の⑧及び⑨を、⑩及び⑪に移動する。</p>
3	<p>⑬ この1年間に仕事を探したり 開業の準備をしたことがありますか</p> <p>この1か月にした <input type="checkbox"/> この1か月にはなかったがこの1年間にした <input type="checkbox"/> この1年間は全くしなかった <input type="checkbox"/></p> <p>(記入おわり)</p>	(新設)	<p>従来の定義で把握している完全失業者に加えて、失業者について、季節調整値による時系列比較等が可能となった際に毎月公表できるようにするため、失業者の要件となる「求職活動時期」の設問を特定調査票から基礎調査票へ移動（新設）する。</p>
4	<p>⑭ 今仕事があれば、すぐつくことができますか</p> <p>すぐつく <input type="checkbox"/> すぐではないが2週間以内につくことができる <input type="checkbox"/> すぐではないが2週間以上につくことができる <input type="checkbox"/> つくことができない <input type="checkbox"/></p> <p>(⑬欄へ) (記入おわり)</p>	(新設)	<p>上記3と同様に、失業者の要件となる「就業可能時期」の設問を特定調査票から基礎調査票へ移動（新設）する。</p>

⑬ 探している仕事について ・かたわらにしていくな仕事とは 通学や家事などのかたわらにする仕事をいいます	探している仕事は おもにしていくな仕事 <input type="radio"/> かたわらにしていくな仕事 <input type="radio"/>																		
⑭ 仕事を探し始めた理由 ・勤め先や事業の都合とは 人員整理・会社倒産・事業不振などをいいます	<table border="1"> <tr> <th colspan="2">仕事をやめたため求職</th> <th colspan="4">新たに求職</th> </tr> <tr> <td>定年退職又は契約の満了</td> <td>勤め先や事業の都合</td> <td>自分や家族の都合</td> <td>学校を卒業したから</td> <td>収入を得るため</td> <td>その他</td> </tr> <tr> <td><input type="radio"/></td> <td><input type="radio"/></td> <td><input type="radio"/></td> <td><input type="radio"/></td> <td><input type="radio"/></td> <td><input type="radio"/></td> </tr> </table>	仕事をやめたため求職		新たに求職				定年退職又は契約の満了	勤め先や事業の都合	自分や家族の都合	学校を卒業したから	収入を得るため	その他	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
仕事をやめたため求職		新たに求職																	
定年退職又は契約の満了	勤め先や事業の都合	自分や家族の都合	学校を卒業したから	収入を得るため	その他														
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>														

⑯ 探している仕事について ・⑬欄で「仕事を探していた」と答えた人だけ記入してください ・かたわらにしていくな仕事とは 通学や家事などのかたわらにする仕事をいいます	探している仕事は おもにしていくな仕事 <input type="radio"/> かたわらにしていくな仕事 <input type="radio"/>																		
⑰ 仕事を探し始めた理由 ・⑬欄で「仕事を探していた」と答えた人だけ記入してください ・勤め先や事業の都合とは 人員整理・会社倒産・事業不振などをいいます	<table border="1"> <tr> <th colspan="2">仕事をやめたため求職</th> <th colspan="4">新たに求職</th> </tr> <tr> <td>定年退職又は契約の満了</td> <td>勤め先や事業の都合</td> <td>自分や家族の都合</td> <td>学校を卒業したから</td> <td>収入を得るため</td> <td>その他</td> </tr> <tr> <td><input type="radio"/></td> <td><input type="radio"/></td> <td><input type="radio"/></td> <td><input type="radio"/></td> <td><input type="radio"/></td> <td><input type="radio"/></td> </tr> </table> (記入おわり)	仕事をやめたため求職		新たに求職				定年退職又は契約の満了	勤め先や事業の都合	自分や家族の都合	学校を卒業したから	収入を得るため	その他	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
仕事をやめたため求職		新たに求職																	
定年退職又は契約の満了	勤め先や事業の都合	自分や家族の都合	学校を卒業したから	収入を得るため	その他														
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>														

失業者は、設問⑤で「仕事を探していた」者及び設問⑬で「この1か月にした」かつ設問⑭で「すぐつくことができる」と回答した者である。

設問⑬及び設問⑭の回答によって失業者に判定された者が、失業に関する設問⑮及び設問⑯を続けて回答することができるよう現行の設問⑥及び設問⑦を設問⑭欄の直後に移動する。
 これにより、記入漏れの防止を図る。

【特定調査票】

変更案		現 行	変更理由																																																								
1	<p>A6 今の仕事の就業時間を増やしたり新しく仕事を追加することができますか</p> <table border="1"> <tr> <td>できる</td> <td>できない</td> </tr> <tr> <td><input type="radio"/></td> <td><input type="radio"/></td> </tr> </table>	できる	できない	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	(新設)	2013年のILO決議で定義された未活用労働のうち、「追加就労希望者」を新たに把握するため、「就業時間の延長や仕事の追加」の設問を新設する。																																																				
できる	できない																																																										
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>																																																										
2	<p>B1 この1か月に仕事を探したり開業の準備をするためにどのような方法をとりましたか</p> <table border="1"> <tr> <td>その他</td> <td>求職活動の結果を待っていた</td> <td>結果を問い合わせた</td> <td>求職の申込みや応募などの</td> <td>事業を始める準備中</td> <td>資金・資料の調達など</td> <td>事業所の求人</td> <td>直接応募</td> <td>あつせん・紹介を依頼</td> <td>学校・知人などに</td> <td>求人広告・求人情報誌などによる</td> <td>労働者派遣事業所に登録</td> <td>民間職業紹介所などに申込み</td> <td>公共職業安定所に申込み</td> </tr> <tr> <td><input type="radio"/></td> <td><input type="radio"/></td> <td><input type="radio"/></td> <td><input type="radio"/></td> <td><input type="radio"/></td> <td><input type="radio"/></td> <td><input type="radio"/></td> <td><input type="radio"/></td> <td><input type="radio"/></td> <td><input type="radio"/></td> <td><input type="radio"/></td> <td><input type="radio"/></td> <td><input type="radio"/></td> <td><input type="radio"/></td> </tr> </table> <p>当てはまるものすべてに記入 →</p> <p>うち おもなもの一つに記入 →</p>	その他	求職活動の結果を待っていた	結果を問い合わせた	求職の申込みや応募などの	事業を始める準備中	資金・資料の調達など	事業所の求人	直接応募	あつせん・紹介を依頼	学校・知人などに	求人広告・求人情報誌などによる	労働者派遣事業所に登録	民間職業紹介所などに申込み	公共職業安定所に申込み	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<p>B1 この1か月に仕事を探したり開業の準備をするためにどのような方法をとりましたか</p> <table border="1"> <tr> <td>その他</td> <td>求職活動の結果を待っていた</td> <td>結果を問い合わせた</td> <td>求職の申込みや応募などの</td> <td>事業を始める準備中</td> <td>資金・資料の調達など</td> <td>事業所の求人</td> <td>直接応募</td> <td>あつせん・紹介を依頼</td> <td>学校・知人などに</td> <td>求人広告・求人情報誌などによる</td> <td>労働者派遣事業所に登録</td> <td>民間職業紹介所などに申込み</td> <td>公共職業安定所に申込み</td> </tr> <tr> <td><input type="radio"/></td> <td><input type="radio"/></td> <td><input type="radio"/></td> <td><input type="radio"/></td> <td><input type="radio"/></td> <td><input type="radio"/></td> <td><input type="radio"/></td> <td><input type="radio"/></td> <td><input type="radio"/></td> <td><input type="radio"/></td> <td><input type="radio"/></td> <td><input type="radio"/></td> <td><input type="radio"/></td> <td><input type="radio"/></td> </tr> </table> <p>当てはまるものすべてに記入 →</p> <p>うち おもなもの一つに記入 →</p>	その他	求職活動の結果を待っていた	結果を問い合わせた	求職の申込みや応募などの	事業を始める準備中	資金・資料の調達など	事業所の求人	直接応募	あつせん・紹介を依頼	学校・知人などに	求人広告・求人情報誌などによる	労働者派遣事業所に登録	民間職業紹介所などに申込み	公共職業安定所に申込み	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<p>B欄は、失業者が回答する。 失業者は、基礎調査票の設問⑤で「仕事を探していた」者及び設問⑬で「この1か月にした」かつ設問⑭で「すぐつくことができる」と回答した者である。</p> <p>ILO決議の求職期間1か月に合わせ、設問を「この1か月に仕事を探したり開業の準備をするためにどのような方法をとりましたか」に変更し、参照期間を1か月に明確化する。 また、より詳細な求職方法を把握するため、「求職の申込みや応募などの結果を問い合わせた」及び「求職活動の結果を待っていた」の選択肢を追加する。 なお、新たに追加する「求職活動の結果を待っていた」により、従来、設問B3の回答から把握していた過去に行った求職活動の結果を待っていた者を引き続き把握する。</p> <p>※ 従来の設問B3は、次ページ3の変更により削除となる。</p>
その他	求職活動の結果を待っていた	結果を問い合わせた	求職の申込みや応募などの	事業を始める準備中	資金・資料の調達など	事業所の求人	直接応募	あつせん・紹介を依頼	学校・知人などに	求人広告・求人情報誌などによる	労働者派遣事業所に登録	民間職業紹介所などに申込み	公共職業安定所に申込み																																														
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>																																														
その他	求職活動の結果を待っていた	結果を問い合わせた	求職の申込みや応募などの	事業を始める準備中	資金・資料の調達など	事業所の求人	直接応募	あつせん・紹介を依頼	学校・知人などに	求人広告・求人情報誌などによる	労働者派遣事業所に登録	民間職業紹介所などに申込み	公共職業安定所に申込み																																														
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>																																														

3	(削除)	<p>B3 この1か月に仕事を探したり開業の準備をしましたか</p> <table border="1"> <tr> <td>この1週間にした</td> <td>この1週間にはしなかったがこの1か月にした</td> <td>この1か月には全くしなかった</td> </tr> <tr> <td><input type="radio"/></td> <td><input type="radio"/></td> <td><input type="radio"/></td> </tr> </table>	この1週間にした	この1週間にはしなかったがこの1か月にした	この1か月には全くしなかった	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<p>失業者は、基礎調査票の設問⑤で「仕事を探していた」者及び設問⑬で「この1か月にした」かつ設問⑭で「すぐつくことができる」と回答した者である。</p> <p>これらの失業者には、基礎調査票で求職活動の時期を調査しており、新設する設問⑬と設問の重複となるため、特定調査票から削除する。</p>		
この1週間にした	この1週間にはしなかったがこの1か月にした	この1か月には全くしなかった									
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>									
4	(削除)	<p>C4 この1年間に仕事を探したり開業の準備をしたことがありますか</p> <table border="1"> <tr> <td>この1か月にした</td> <td>この1か月にはしなかったがこの1年間にした</td> <td>この1年間には全くしなかった</td> </tr> <tr> <td><input type="radio"/></td> <td><input type="radio"/></td> <td><input type="radio"/></td> </tr> </table>	この1か月にした	この1か月にはしなかったがこの1年間にした	この1年間には全くしなかった	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<p>失業者について、季節調整値による時系列比較等が可能となった際に毎月公表できるようにするため、失業者の要件となる「求職活動時期」の設問を特定調査票から基礎調査票へ移動（削除）する。</p>		
この1か月にした	この1か月にはしなかったがこの1年間にした	この1年間には全くしなかった									
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>									
5	(削除)	<p>C5 今仕事があればすぐつくことができますか</p> <table border="1"> <tr> <td>すぐつくことができます</td> <td>すぐではないが2週間以内につくことができます</td> <td>すぐではないが2週間より後につくことができます</td> <td>つくことができない・わからない</td> </tr> <tr> <td><input type="radio"/></td> <td><input type="radio"/></td> <td><input type="radio"/></td> <td><input type="radio"/></td> </tr> </table>	すぐつくことができます	すぐではないが2週間以内につくことができます	すぐではないが2週間より後につくことができます	つくことができない・わからない	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<p>上記4と同様に、失業者の要件となる「就業可能時期」の設問を特定調査票から基礎調査票へ移動（削除）する。</p>
すぐつくことができます	すぐではないが2週間以内につくことができます	すぐではないが2週間より後につくことができます	つくことができない・わからない								
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>								
6	<p>基礎調査票の⑬欄で求職活動を「この1か月にはしなかったがこの1年間にした」「この1年間には全くしなかった」と回答した方のみお答えください(それ以外の方はC5へ)</p> <p>C4 今仕事があればすぐつくことができますか</p> <table border="1"> <tr> <td>すぐつくことができます</td> <td>すぐではないが2週間以内につくことができます</td> <td>すぐではないが2週間より後につくことができます</td> <td>つくことができない・わからない</td> </tr> <tr> <td><input type="radio"/></td> <td><input type="radio"/></td> <td><input type="radio"/></td> <td><input type="radio"/></td> </tr> </table>	すぐつくことができます	すぐではないが2週間以内につくことができます	すぐではないが2週間より後につくことができます	つくことができない・わからない	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	(新設)	<p>未活用労働のうち、「就業可能非求職者」（求職活動をこの1か月にしていないが、すぐに仕事につくことができ、かつ就業を希望している者）を把握するため、「就業可能時期」の設問を新設する。</p> <p>基礎調査票の設問⑬で「この1か月にはしなかったがこの1年間にした」又は「この1年間には全くしなかった」と回答した者は、非労働力人口と判定され、そこで「記入おわり」となる。</p> <p>このため、これらの者についてのみ特定調査票の設問C4で調査する。</p>
すぐつくことができます	すぐではないが2週間以内につくことができます	すぐではないが2週間より後につくことができます	つくことができない・わからない								
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>								